

オリ白協力会 規則

制定：平成28年11月1日

改訂：令和3年5月7日

改訂：令和4年4月1日

改訂：令和6年4月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、オリ白協力会（以下「本会」という）と称す。

(目的)

第2条 本会は、オリエンタル白石株式会社（以下「オリ白」という）の経営理念に基づき、顧客に対して高品質、高機能の建設物を提供するためにオリ白と会員の連携強化を図ると共に、安全施工の励行による工事の円滑な推進と会員相互の親睦を期し、オリ白ならびに会員の発展に寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) オリ白の安全及び環境に関する方針、管理目標、重点施策の周知徹底に関する事項
- 2) 年度の労働災害防止及び環境活動に関する事項
- 3) 安全表彰に関する事項
- 4) 優良協力業者表彰に関する事項
- 5) 建設マスター及び叙勲への推薦に関する事項
- 6) 資格取得支援（基幹技能者他）に関する事項
- 7) 教育支援（講師派遣、教材提供等）に関する事項
- 8) リクルート支援（HP、現場見学等）に関する事項
- 9) その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 組織

(組織)

第4条 本会は本部、支部をもって組織する。



第4章 役員

(本部役員)

第5条 本会の本部に次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
 - 2) 副会長 2名を上限とする
 - 3) 幹事 若干名
 - 4) 監査 若干名
2. 会長は、オリ白の社長が任命した者とする。他の本部役員は会長が任命若しくは委嘱する。
 3. 本会の運営に当たって土木事業本部に事務局(若干名)を置くものとする。

(支部役員)

第6条 本会の各支部に次の役員を置く。

- 1) 支部長 1名
 - 2) 副支部長 2名を上限とする
 - 3) 支部幹事 若干名
 - 4) 支部監査 若干名
2. 支部長は、会長が任命する。他の支部役員は支部長が任命若しくは委嘱する。
 3. 本会の運営に当たって支店事務局(若干名)を置くものとする。

(本部役員等の任務)

第7条 本部役員の任務は次のとおりとする。

- 1) 会長は本会を代表し、その事業を統括する
- 2) 副会長は、会長を補佐する
- 3) 幹事は、事業の運営に参画する
- 4) 監査は、業務及び経理を監査する
- 5) 事務局は、本会の運営並びに事業を円滑に実施・推進する

(支部役員等の任務)

第8条 支部役員の任務は次のとおりとする。

- 1) 支部長は支部を代表し、その事業を統括する
- 2) 副支部長は、支部長を補佐する
- 3) 支部幹事は、事業の運営に参画する
- 4) 支部監査は、業務及び経理を監査する
- 5) 支部事務局は、支部の運営並びに事業を円滑に実施・推進する

(役員の任期)

第9条 役員の任期は原則として総会終了時から2年間とし、再任を妨げない。ただし、交替した役員の任期は前任役員の残任期間とする。

第5章 会 員

(会 員)

第10条 本会の会員は、正会員と臨時会員の2種類とする。

- 1) 正会員は第2条の目的に賛同し、第11条1項により入会を承認された協力会社とし、第13条1項に定める会費を支払うものとする
- 2) 臨時会員は、第13条2項に定める安全協力会費を支払うものとする

(入会脱会)

第11条 本会に入会しようとする者は、所定の申込書(別紙1)により、各支部長に申請する。各支部長は確認し、本部へ推薦、会長が承認する。

但し、次の条件を満たさなければならない。

過去数年間において、施工工事若しくは材料納入で問題が無く、優秀な実績を有する協力会社であること

2. 本会を脱会する場合は、書面(別紙2)にて各支部長へ届け出るものとする。支部長は脱会届を受理した場合は、会長へその旨を報告し、会長が承認する。

(資格喪失)

第12条 次の各号の一つに該当するときは会員(臨時会員含む)の資格を喪失する。

- 1) 会員が本会の体面を毀損する行為をした場合
- 2) 会員が本会の秩序を乱した場合
- 3) オリ白と取引関係が停止して3年を経過し、オリ白が当面再開の見込みがないと判断した場合
- 4) その他本会の役員会が会員として不適格であると認めた場合
- 5) 会員会社がオリエンタル白石との取引において不正な行為があった場合
- 6) 会員会社がオリエンタル白石社員と結託し(協力、看過することも含む)、社員の不正行為に加担あるいは幫助した時
- 7) 会員会社が年会費を1年に渡り納入しなかった場合

(会費)

第13条 正会員は下記の会費を納入するものとする。

- 1) 入会金 20,000円
- 2) 年会費 工事業者 20,000円/支部(年一回) ※但し、60,000円を上限とする
資材業者 30,000円/支部(年一回) ※但し、60,000円を上限とする
- 3) 安全協力会費 工事支払高 ×1.5/1,000 (消費税を除いた金額に比率を掛ける)

※ 資材業者は入会金と年会費のみ負担する(但し、工事を伴う場合は協力会費も負担する)

※ 収支状況に応じて会費の変更を行うこととする

※ 会費はいかなる理由があっても返金しないものとする。

2. 臨時会員は下記の会費を納入するものとする。

安全協力会費 工事支払高 ×1.5/1,000 (消費税を除いた金額に比率を掛ける)
※ 収支状況に応じて会費の変更を行うこととする

(内部通報制度)

第14条 本会の正会員、臨時会員は、いかなる理由があろうとも取引上の不正行為を行ってはならない。また、不正な行為の要求があった場合や、他の会員の不正行為を発見した場合は、速やかにオリエンタル白石内部通報窓口連絡しなければならない。不正行為とは以下のものをいう。

- ・ 架空受注 (他工事の原価付け替えとなる工事の受注等)
- ・ 水増請求、キックバック
- ・ 社会通念を逸脱した金品の贈答、接待
- ・ 領収書買取等、金員の肩代わり

第6章 総会及び役員会

(本部役員会)

第15条 本部役員会は会長、副会長、幹事及び監査をもって構成し、必要に応じ会長がこれを招集する。

2. 本部役員会は、本部役員の半数以上の出席をもって成立し、出席役員の半数以上の同意を得て次の事項を決議する。また本部役員会の開催及び決議は書面決議 (電子ツールによるものを含む) に代替することが出来る。但し、可否同数の場合は、会長がこれを決定する。

- 1) 決算並びに事業報告案
- 2) 予算並びに事業計画案
- 3) 規則の改定
- 4) 会費の変更
- 5) 第3条に定める事業に関する報告事項

(本部総会)

第16条 本部総会は正会員にて構成し、年1回定期的に開催する。正会員の半数以上の出席 (委任出席を含む) をもって成立し、出席会員の半数以上の同意を得て、次の事項を決議若しくは報告する。また総会の開催及び決議は書面決議 (電子ツールによるものを含む) に代替することが出来る。但し、可否同数の場合は、会長がこれを決定する。

- 1) 決算並びに事業報告に関する決議事項
 - 2) 予算並びに事業計画に関する決議事項
 - 3) 本部役員の改選に関する報告事項
 - 4) 規則の改定に関する報告事項
 - 5) 会費の変更に関する報告事項
 - 6) 第3条に定める事業に関する報告事項
2. 会長または本部役員会において必要と認めた場合は、臨時に本部総会を開催することができる。

(支部役員会)

第17条 支部役員会は支部長、副支部長、支部幹事及び支部監査をもって構成し、必要に応じ支部長がこれを招集する。

2. 支部役員会は、支部役員の半数以上の出席をもって成立し、出席者の半数以上の同意を得て次の事項を決議する。また支部役員会の開催及び決議は書面決議（電子ツールによるものを含む）に代替することが出来る。但し、可否同数の場合は、支部長がこれを決定する。
 - 1) 支部決算並びに支部事業報告案
 - 2) 支部予算並びに支部事業計画案
 - 3) 第3条に定める事業に関する報告事項

(支部総会)

第18条 支部総会は当該支部に所属する正会員にて構成し、各支部年1回定期的に開催する。正会員の半数以上の出席（委任出席を含む）をもって成立し、出席会員の半数以上の同意を得て、次の事項を決議する。また支部総会の開催及び決議は書面決議（電子ツールによるものを含む）に代替することが出来る。但し、可否同数の場合は、支部長がこれを決定する。

- 1) 支部決算並びに支部事業報告に関する決議事項
 - 2) 支部予算並びに支部事業計画に関する決議事項
 - 3) 支部役員の改選に関する報告事項
 - 4) 第3条に定める事業に関する報告事項
2. 支部長または支部役員会において必要と認めた場合は、臨時に支部総会を開催することができる

第7章 活 動

(活動)

第19条 第3条の事業を達成するため、本部並びに支部は次の活動を行う。

活動内容	本部活動	支部活動
1) 安全及び環境に関する方針、管理目標、重点施策の周知徹底に関する事項	オリ白決定事項の周知	オリ白決定事項の周知
2) 年度の労働災害防止及び環境活動に関する事項	オリ白活動結果及び活動計画の報告	オリ白活動結果及び活動計画の報告
3) 安全衛生活動の推進	安全パトロール・安全講習会	安全大会・安全祈願祭・安全パトロール・安全講習会
4) 正会員及び臨時会員の安全表彰に関する事項	本部表彰者の審議・承認	支部表彰者の審議・承認、本部表彰者の審議・本部への推薦
5) 正会員の優良協力業者表彰に関する事項	表彰対象者の審議・承認	表彰対象者の審議、本部への推薦
6) 正会員の建設マスター及び叙勲への推薦に関する事項	候補者の審議・承認	—
7) 正会員の資格取得支援（基幹技能者他）に関する事項	資格取得支援対象者の確認・承認	資格取得支援対象者の本部への推薦
8) 正会員への教育支援（講師派遣、教材提供等）に関する事項	支援内容の立案、支部への指示	支援内容の立案・実施、本部への報告
9) 正会員へのリクルート支援（HP、現場見学等）に関する事項	支援内容の立案、支部への指示	支援内容の立案、実施、本部への報告
10) 正会員との意見交換	意見交換の実施と支部への報告	正会員への周知
11) その他本会の目的達成に関する事項	内容の立案、支部への指示	内容の立案、実施、本部への報告

※. 4) 5) 6) に関して、本部活動はオリ白本部役員会、支部活動はオリ白支部役員によるものとする。

第8章 基幹技能者

(取得時の支給)

第20条 各種基幹技能者資格を取得した場合、正会員は支部長へ申請、支部長が確認の上、本部が審議し、講習金額の半額を助成する。尚、対象とする基幹技能者は下表の通りとする。

2. 助成金の申請は、別途申請書にて、各支部宛てに行う。

資格名称	助成金額/人
PC基幹技能者	講習金額の半額
鉄筋基幹技能者	
型枠基幹技能者	
鳶・土工基幹技能者	

第9章 会計

(経費)

第21条 本会の経費は、会費及びオリ白よりの助成金をもってあてる。

- オリ白は、法定外補償保険料の1/2を負担し、本会に納入する。

(決算)

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第10章 旅費

(旅費)

第23条 本部の協力会社役員が、本部役員会出席に要した旅費交通費は、下表を基本とし支給する。
なお遠隔地の場合は別途協議する。また、支部役員については、支部において決定する。

所属支部 役員会開催地	東北	東京	大阪	九州
東京	¥25,000-	¥2,000-	¥35,000-	¥50,000-
東京以外	別途算出	別途算出	別途算出	別途算出

第11章 慶弔見舞

(慶弔見舞金等)

第24条 正会員に慶弔があるときは、本部は次のとおり慶弔見舞を行う。

給付の条件	給付金	
代表者の死亡	¥50,000-	花輪または生花1対
会社の災害見舞金	¥100,000-	—

ただし、災害見舞金の適用等、特別の事情がある場合は、財源を考慮の上、会長・副会長、若しくは支部長・副支部長が協議の上、決定することができる。

第12章 付 則

(経過措置)

第25条 本会は、平成28年11月1日から発足し、従前のオリエンタル白石安全・環境協議会は解消し、その理念・活動を本会に継承する。

2. 従前のオリエンタル白石安全・環境協議会の会費並びに資産は本会が引き継ぐものとする。

(細則の制定)

第26条 本会の事業運営において、別途事務取扱い上の細則を、制定することができる。

(規則・細則の改訂)

第27条 協力会規則及び各細則の改正は、本部役員会において審議、決定する。

2. 緊急止むを得ない場合は、会長・副会長の協議により決定し、次の本部役員会において報告する。

このオリ白協力会規則は令和6年4月1日から適用する。

オリ白協力会 業務細則

(目的)

第1条 この細則は、オリ白協力会（以下、「本会」という）規則第26条に基づき、本会の運営上必要な事項について定めることを目的とする。

(事務局の行う会計業務)

第2条 事務局の行う会計業務は、以下の内容とする。

本部においては、

- 1) 会費及び会社負担金の徴収事務に関する事項
- 2) 法定外補償保険への加入手続きに関する事項
- 3) 支部配賦金の交付事務に関する事項
- 4) 役員会及び総会における会計報告等の会計事務その他本部の会計事務に関する事項
- 5) 日常的な出納に関する事項
- 6) その他運営にあたり必要な事項

支部においては、

- 1) 保険給付を受ける際の手続き業務に関する事項
- 2) 支部配賦金の保管ならびに収支に関する事項
- 3) 支部役員会及び支部総会における会計報告その他支部の会計事務に関する事項
- 4) 日常的な出納に関する事項
- 5) その他運営にあたり必要な事項

(支部配賦金)

第3条 支部配賦金は、本部事務局において前年度徴収会費・工事量・活動計画等を勘案の上、決定し予算に反映する。

(会費の使途)

第4条 会費の使途は、オリ白協力会規則に定められた各種事業、旅費、慶弔見舞等に限られる。

付 則 この細則は、平成28年11月1日から施行する。

オリ白協力会 表彰細則

(目的)

第1条 この細則は、オリ白協力会（以下、「本会」という）規則第26条に基づき、本会の運営上必要な事項について定めることを目的とする。

(表彰)

第2条 本会による表彰は、会員会社および会員会社所属の個人に対して行うものとし、毎年4月より翌年3月の1年間を対象年度とし、対象者は次の通りとする。

表彰	対象者
安全表彰	臨時会員含む全会員
優良協力業者表彰	正会員

(表彰基準)

第3条 本会における表彰には本部協力会表彰と支部協力会表彰があり、その基準は以下による。

1) 安全表彰

【会社表彰】

[本部協力会表彰基準]

- ① 対象会社が全国において1年間休業1日以上災害を起こしていないこと
- ② 但し、不休災害は審議の上決定するものとする
- ③ 期間内の延べ労働時間が5万時間以上の会社
- ④ 安全に関しての対応に不備が無いこと

[支部協力会表彰基準]

- ① 対象会社が全国において1年間休業1日以上災害を起こしていないこと
- ② 但し、不休災害は審議の上決定するものとする
- ③ 期間内の延べ労働時間が1万時間以上の会社
- ④ 安全に関しての対応に不備が無いこと

2) 優良協力業者表彰

【会社表彰】

下記に示す複数の事項を継続し、表彰に値すると認められる会社

- ① 長年に渡り当社の事業に協力し貢献したこと
- ② 施工の工夫により工事の早期完成に尽力したこと
- ③ 難工事を当社職員と協力業者が一致団結して竣工させたこと
- ④ 安全管理に積極的に取り組んだこと
- ⑤ 当該年度、顕著な功績があったこと

【個人表彰】

- ① 職長として従事し、常に高い安全意識を有し、事業所への安全衛生成果に対し貢献が高いと作業所長が評価し、支店長が推薦する者
- ② 協力業者管理者として複数の現場を統括し、安全施工に配慮し、当社への安全衛生への貢献が高いと評価され、支店長が推薦する者
- ③ 長年に渡り当社の事業に貢献し、安全管理に積極的に取り組んだことが認められ、本社工事部長が推薦する者
- ④ 所属の会社が当該期間内休業4日以上の災害を発生させていないこと

(各表彰の内容)

第4条 各表彰の内容は以下の通りとする。

種別	推薦及び審議・決定		表彰式	表彰品 (賞金額)							
	推薦	審議・決定									
安全表彰	(この行は斜線で消されています)										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">本部表彰</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;">オリ白</td> <td style="width: 15%;">本部役員会</td> <td rowspan="2" style="width: 20%;">各支部安全大会</td> <td rowspan="2" style="width: 30%;">表彰状、記念品</td> </tr> <tr> <td>支部表彰</td> <td>支部役員会</td> </tr> </table>	本部表彰	オリ白	本部役員会	各支部安全大会	表彰状、記念品	支部表彰	支部役員会				
本部表彰	オリ白		本部役員会			各支部安全大会	表彰状、記念品				
支部表彰		支部役員会									
優良協力業者	支部長	会長	本部総会	表彰状 (個人:100,000円) (会社:200,000円)							

※個人賞金額は100,000円を上限とする。

付 則 この細則は、令和3年5月7日から施行する。

オリ白協力会 法定外補償保険運用細則

(目的)

第1条 この細則は、オリ白協力会（以下、「本会」という）規則第26条に基づき、本会の運営上必要な事項について定めることを目的とする。

(法定外補償保険)

第2条 本会は、労働災害発生時における相互扶助のため、損害保険会社の労働災害総合保険に加入する。その保険料は、会費およびオリ白の負担金をもって充てる。

(会社負担金)

第3条 オリ白は保険料の1/2を負担し、本会はオリ白負担金を年1回受け取る。

(被保険者)

第4条 被保険者は、安全協力会費を負担している全業者、及びオリエンタル白石株式会社従業員とする。

(示談と保険金)

第5条 政府労災保険の給付金以外に上積みの補償の必要を生じたとき、または当該労働災害に関する係争を生じた時は、被災者の雇用者である会員が雇用者責任に則り、主体となって解決にあたり、関係各社の法定外補償保険金の範囲内で妥結するべく努力し、遅滞なく示談しなければならない。

(示談交渉)

第6条 示談交渉に当たっては当該支店も関与し、交渉の経過について適宜本部事務局に報告しなければならない。

(負担割合)

第7条 示談交渉と同時に、示談書に加わる関係各社でその負担割合を協議し、その内容を記した覚書を作成し、控えを本部事務局に提出する。

(保険金の請求)

第8条 本会にて加入する労働災害総合保険の保険金請求は、障害等級11級以上に認められた被災者または被災者遺族とその所属会員・関係各社との示談が成立した後、会員が支部に必要な書類を提出し、請求するものとする。

(保険金)

第9条 本会にて加入する労働災害総合保険の保険金額は、「別表－1」のとおりとする。また保険金の内容の変更は本部役員会で決議することが出来る。

(保険金の受領時の措置)

第10条 会員は、被災者または遺族への示談金支払いにあたり、領収書を受け取り、その控えを支部経由で、会長に提出する。

(譲渡の禁止)

第11条 会員は本会より受ける保険金に関する権利を、他の第三者に譲渡することは出来ない。

別表－1 保険金額

障害等級	保険金額 (万円)
死亡	3, 100
1級	3, 100
2級	3, 000
3級	3, 000
4級	2, 000
5級	1, 700
6級	1, 400
7級	1, 200
8級	700
9級	600
10級	400
11級	300

付 則 この細則は、平成28年11月1日から施行する。